

## 平成26年度第2回 労働者安全衛生対策部会(9月9日開催)での申し入れ事項

申し入れの内容	回答
1 個人線量計未着用発生の再発防止対策を確実に実施するとともに、今後、同様の事象を発生させないようすべく、ハード面での対策も含めて検討すること。	機械的な対策は、全体的なシステムと合わせて検討してまいりたいと考えております。APDシステムについては、事故時にAPDの台数が不足したという教訓から、柏崎刈羽や福島第二も含めて同一システムベックのものにリプレイスすることで全社的に検討しているところであり、平成28年度中用途(予定)に工事開始出来るよう進めてまいります。
2 フェーシング工場の進捗状況を県民に分かりやすく伝えるために具体的な数値で示して公表するとともに、計画的にフェーシング作業を進めること。	フェーシング工事は現在計画通りに進んでおり、現地調整会議等で適宜公表しておりますが、フェーシングによる線量低減効果などについても線量率マップなどの活用も含めて公表資料の内容を検討してまいります。
3 除染や遮へい等の被ばく線量低減対策を計画的に実行するとともに、各作業エリアの線量率について、線量マップを用いるなど、作業員にわかりやすく周知すること。また、作業員の更なる被ばく線量低減化に取り組み、作業員が安心して長期間働ける作業環境を確保すること。	今後、構内への線量率表示器の設置や連続ダストモニタ設置箇所を増やすことを計画しております。
4 安定的に作業員を確保するため、作業環境改善を継続的に図るとともに適切に労務費を設定し、その設定内容に合致した雇用条件で作業員を確保するよう元請業者を指導すること。	労務費単価の相場は変動することから、当社は、これまでも公的資料をベースにしつつ、労働需給について元請企業等に聞き取りのうえ、各職種ごとに設計単価を設定しております。作業員の皆さまの賃金改善の取り組みとして「設計上の労務費」を増強しました。金額が作業員の皆さまの賃金に反映されるよう元請企業各社とともに取り組んでおり、実際に当社が割増した金額が作業員の皆さまの賃金に反映されているか確認を行っております。
5 中長期ロードマップにおける「中長期の取組みに向けた要員計画」で行われている熟練作業員の被ばく線量傾向分析を最新のデータに基づいて行い、得られた結果に応じて適切な熟練作業員の確保を進めること。	今後作業員の皆さまが働きやすい環境となるように作業環境・就労環境の改善に努めてまいります。熟練作業員の被ばく傾向については今後もロードマップの改訂の都度確認してまいります。熟練作業員の確保については一義的には各協力企業に実施して頂いているものですが、当社としましても、随意契約の適用により長期間にわたって継続的に発注を行うことで、作業員の育成とともに熟練作業員を確保しやすい環境作りを協力企業と一体となって努めて参りたいと考えております。
6 末次の下請けの作業員まで、労務費割増に関する説明を徹底すること。	「労務費割増の増分」に関する趣旨については、当社から元請企業に対して幾度と無くお伝えし、協力企業を通して作業員の方への説明(周知)をお願いしてきてきたところですが、アンケート結果においても一定の成果があったものと考えておりますが、引き続き対応してまいりたいと考えております。

7	<p>申し入れの内容</p> <p>労務費割増分の増額の实效性の確認作業の終了予定を明示し、計画的に確認作業を進めること。</p>	<p>回答</p>
<p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.11月末時点で確認可能対象34社（前回報告比+32社）のうち、26社（同+24社）に対し実施済み。（他8社については、確認作業日程調整中）</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①元請企業を訪問し、当該工事件名（契約件名）の構成下請企業のうち1～2社の代表者に同席いただき実施。</li> <li>②作業員への説明を、説明会開催記録等で確認。（毎月開催の各元請単位での安全衛生協議会等の場で繰り返し説明している例や、当社資料を活用し説明している企業も存在）</li> <li>③各企業間で契約書や発注書等で増分を明示していることを確認。</li> <li>④一方、作業員へは、手当として一定額を設定。下請企業における本人の合意署名がある労働条件通知書や賃金台帳等で、作業員の賃金改善を確認。（「1F割増手当」、「危険手当」といった項目を新たに設定）</li> <li>⑤支払開始時期については、作業開始時期に遡っての支給や、ある年月（例：H26.4）からの支給等、企業により違いがあるも作業員に説明のうえ支給開始。</li> <li>⑥「実効性の確認」については、年度内の早期に一巡させたい。</li> </ul> <p>【アンケート結果への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費割増に対するアンケートは今回初めて実施。一定の成果はあったものと認識。</li> <li>・一方で、「説明を受けていない」といった声があるのも事実。</li> <li>・アンケート結果は、元請企業へ安全推進協議会等を通して説明するとともに、上記のような声があることに対してあらためて説明を要請。</li> <li>・また、自由記載欄へ記入のあった元請企業に対する調査等を今後実施予定。引き続き、対応に努める所存。</li> </ul>		<p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.11月末時点で確認可能対象34社（前回報告比+32社）のうち、26社（同+24社）に対し実施済み。（他8社については、確認作業日程調整中）</li> </ul> <p>【確認状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①元請企業を訪問し、当該工事件名（契約件名）の構成下請企業のうち1～2社の代表者に同席いただき実施。</li> <li>②作業員への説明を、説明会開催記録等で確認。（毎月開催の各元請単位での安全衛生協議会等の場で繰り返し説明している例や、当社資料を活用し説明している企業も存在）</li> <li>③各企業間で契約書や発注書等で増分を明示していることを確認。</li> <li>④一方、作業員へは、手当として一定額を設定。下請企業における本人の合意署名がある労働条件通知書や賃金台帳等で、作業員の賃金改善を確認。（「1F割増手当」、「危険手当」といった項目を新たに設定）</li> <li>⑤支払開始時期については、作業開始時期に遡っての支給や、ある年月（例：H26.4）からの支給等、企業により違いがあるも作業員に説明のうえ支給開始。</li> <li>⑥「実効性の確認」については、年度内の早期に一巡させたい。</li> </ul> <p>【アンケート結果への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労務費割増に対するアンケートは今回初めて実施。一定の成果はあったものと認識。</li> <li>・一方で、「説明を受けていない」といった声があるのも事実。</li> <li>・アンケート結果は、元請企業へ安全推進協議会等を通して説明するとともに、上記のような声があることに対してあらためて説明を要請。</li> <li>・また、自由記載欄へ記入のあった元請企業に対する調査等を今後実施予定。引き続き、対応に努める所存。</li> </ul>